

令和2年9月8日

新型コロナウイルス感染防止に係る狭山市立小中学校修学旅行ガイドライン  
狭山市教育委員会

修学旅行の実施については、令和2年7月28日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課からの事務連絡「現在の感染状況を踏まえた修学旅行等への配慮及び Go To トラベル事業の活用について」において、修学旅行の教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、可能な限り、中止ではなく延期扱いとすることが求められています。また、学校や教育委員会においては、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、適切に判断し、安全で有意義な修学旅行を実現することが重要であります。

つきましては、狭山市立小中学校修学旅行ガイドラインを下記のとおり策定しましたので、各校におかれましては、本ガイドラインに沿って、修学旅行の実施について適切に判断するとともに、安全で有意義な修学旅行になるよう御配慮をお願いします。

記

**1. 基本的な考え方**

国や県の方針や、狭山市内及び修学旅行先の感染状況を踏まえるとともに、児童生徒の安全確保や保護者等の意見を十分に考慮した上で、実施の可否について校長が適切に判断をする。

**2. 実施の判断について**

以下の点を確認のうえ、実施の可否について判断をする。

- ☐ 国や埼玉県の方針として、修学旅行や県をまたいだ移動の自粛を要請していない。
- ☐ 狭山市や修学旅行先の地域において、それぞれの地域で緊急事態宣言等、旅行を制限するものが発令されていない。
- ☐ 該当学年保護者の意向調査を行い、85%以上の参加率を見込むことができる。
- ☐ 該当学年の児童生徒の中で、新型コロナウイルスの感染拡大が認められない。
- ☐ 利用する交通機関、宿泊先、見学先等の感染防止対策が、『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き

(第2版)』の記載に則っており適切だと判断できる。

### 3. 具体的な感染防止対策

- ・ いわゆる3密（密閉、密集、密接）が重ならないよう、最大限配慮する。
- ・ 食事、入浴、就寝の時間以外は、基本的にマスクを着用する。マスクを着用していない時は、対面での会話を極力避けることとする。
- ・ マスクは日数分持参する。
- ・ 団体行動中は、可能な限り人と人との距離を取ることとする。
- ・ 手洗いや手指の消毒を定期的・計画的に行う。
- ・ 持ち物の共用がないようにする。
- ・ 児童生徒の健康状態の把握に努め、定期的に体温チェックを行う。
- ・ 旅行中に体調不良者が出た場合の対応について、事前に職員間で確認しておくとともに、対応について保護者へも周知し、万一に備えて協力を依頼しておく。
- ・ 旅行中の感染防止対策について、児童生徒への事前指導を徹底する。
- ・ 旅行業者や宿泊先施設と連携を密にし、感染防止について共通理解を図る。

### 4. その他

- ・ 保護者や児童生徒に修学旅行の意義とともに、移動時や各施設での新型コロナウイルス感染防止対策について十分に説明をする。その上で、保護者には承諾書の提出を依頼する。（※承諾書とは、学校の感染症対策を理解したうえで、参加の有無について保護者が判断し、学校に提出したものなど）
- ・ 実施の判断が難しい状況の時は、市教委に相談をする。
- ・ 感染防止に万全を期すことは当然であるが、児童生徒の安全については、総合的に判断し、柔軟に対応をする。（例えば、感染防止を意識するあまり、交通安全が疎かになるということがないように注意する。）
- ・ 旅行前または旅行中に体調を崩した児童生徒が出た場合、本人への対応を丁寧におこなうとともに、周囲に偏見や差別が起こらないように特段の配慮をする。

#### 【参考】

- ・ 令和2年6月4日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」